



熊本県公報

第13114号
令和4年(2022年)
3月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項……………(子ども家庭福祉課) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(〃) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(〃) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(〃) 7
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害図書等の指定……………(くらしの安全推進課) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい者支援課) 7
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 8
- 熊本県土地利用基本計画の変更……………(地域振興課) 8
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) 11
- 土砂災害警戒区域の指定……………(〃) 12
- 土砂災害警戒区域第1号及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) 12
- 車両制限令第2条第1項第3号イに基づく道路の指定……………(道路保全課) 13
- 車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定……………(〃) 13
- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除……………(健康福祉政策課) 13
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 14
- 道路の区域変更……………(〃) 14
- 道路の区域変更……………(〃) 15
- 道路の区域変更……………(〃) 15
- 道路の区域変更……………(〃) 15
- 道路の供用開始……………(〃) 16
- 道路の供用開始……………(〃) 16
- 道路の供用開始……………(〃) 16
- 道路の供用開始……………(〃) 17
- 道路の供用開始……………(〃) 18
- 道路の供用開始……………(〃) 18
- 道路の供用開始……………(〃) 18
- 道路の供用開始……………(〃) 19
- くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の決定……………(水産振興課) 19
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市計画課) 20
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更……………(障がい者支援課) 20
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の変更……………(〃) 20
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 20
- 令和4年度(2022年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札落札者等……………(情報政策課) 21
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 21
- 地籍調査の成果の認証……………(技術管理課) 21
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項……………(県政情報文書課) 22
- 道路の位置の指定……………(建築課) 23
- 精神保健及び精神障害者に関する法律第33条の7第1項に

基づく応急入院指定病院の指定…………… (障がい者支援課) 24

○特定調達契約(動物用焼却炉)に係る落札者の公告…………… (管理調達課) 24

○農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 24

○基本測量の実施…………… (監理課) 25

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 25

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出…………… (都市計画課) 25

○八代都市計画道路(西片西宮線)の変更(八代市決定)の縦
覧…………… () 25

登 載 依 頼

○教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法…………… (学校人事課) 25

○公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部
を改正する規則…………… (人事委員会) 31

○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の
一部を改正する規則…………… () 32

○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… () 32

正 誤

○令和4年(2022年)3月1日熊本県告示第13107号
(道路の区域変更)中…………… (道路保全課) 32

告 示

熊本県告示第227号
 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要
 項を次のように定める。
 令和4年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正す
 る要項
 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項(平成4年熊本県告
 示第261号の14)の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式

市町村 年月日	* 県受付 年月日	* 受付番号 年月日	* 管理番号 年月日	* 申請日 年月日	* 貸付番号 年月日	申請金額	⑬貸付金の種類	資金コード	⑭申請貸付期間 年月日	⑮申請金額 円(月額 円× カ月)	⑯特別加算理由 コード	円
母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書												
熊本県知事 様												
関係書類を添えて、母子(父子・寡婦)福祉資金(資金)の貸付けを申請します。												
② 申請者氏名 連帯借主の氏名												
③ 連帯保証人氏名 連帯保証人氏名 連帯保証人氏名												
この借入れについて、連帯して債務を負担します。												
フリガナ	⑤受給者区分 1 母・父 2 児童	⑥ 生年月日 年月日	⑦ 自宅の電話番号									
④ 氏名	フリガナ	⑧ 個人番号 年月日	⑨ 月収(年収)									
⑧ 住所	〒	⑩ 勤務先・職業、学校等の名称・学年	勤務先、学校等の住所	⑪ 勤務先	⑫ 勤務先の住所	⑬ 収入	⑭ 収入	⑮ 収入	⑯ 収入	⑰ 収入	⑱ 収入	⑲ 収入
⑩ 勤務先・学校名等	フリガナ	⑫ 生年月日 年月日	⑬ 自宅の電話番号	⑭ 勤務先	⑮ 勤務先の住所	⑯ 収入	⑰ 収入	⑱ 収入	⑲ 収入	⑳ 収入	㉑ 収入	㉒ 収入
フリガナ	⑪ 氏名	⑫ 生年月日 年月日	⑬ 自宅の電話番号	⑭ 勤務先	⑮ 勤務先の住所	⑯ 収入	⑰ 収入	⑱ 収入	⑲ 収入	⑳ 収入	㉑ 収入	㉒ 収入
⑪ 氏名	フリガナ	⑫ 生年月日 年月日	⑬ 自宅の電話番号	⑭ 勤務先	⑮ 勤務先の住所	⑯ 収入	⑰ 収入	⑱ 収入	⑲ 収入	⑳ 収入	㉑ 収入	㉒ 収入
⑬ 住所	〒	⑭ 勤務先・職業、学校等の名称・学年	勤務先、学校等の住所	⑮ 勤務先	⑯ 勤務先の住所	⑰ 収入	⑱ 収入	⑲ 収入	⑳ 収入	㉑ 収入	㉒ 収入	㉓ 収入
⑮ 申請者との続柄	フリガナ	⑯ 生年月日 年月日	⑰ 収入	⑱ 収入	⑲ 収入	㉑ 収入	㉒ 収入	㉓ 収入	㉔ 収入	㉕ 収入	㉖ 収入	㉗ 収入
⑰ 金融機関の名称	支店名	口座番号										
⑱ 金融機関	支店名	口座番号										
⑲ 金融機関	支店名	口座番号										
⑳ 金融機関	支店名	口座番号										
㉑ 金融機関	支店名	口座番号										
㉒ 金融機関	支店名	口座番号										
㉓ 金融機関	支店名	口座番号										
㉔ 金融機関	支店名	口座番号										
㉕ 金融機関	支店名	口座番号										
㉖ 金融機関	支店名	口座番号										
㉗ 金融機関	支店名	口座番号										
㉘ 金融機関	支店名	口座番号										
㉙ 金融機関	支店名	口座番号										
㉚ 金融機関	支店名	口座番号										
㉛ 金融機関	支店名	口座番号										
㉜ 金融機関	支店名	口座番号										
㉝ 金融機関	支店名	口座番号										
㉞ 金融機関	支店名	口座番号										
㉟ 金融機関	支店名	口座番号										
㊱ 金融機関	支店名	口座番号										
㊲ 金融機関	支店名	口座番号										
㊳ 金融機関	支店名	口座番号										
㊴ 金融機関	支店名	口座番号										
㊵ 金融機関	支店名	口座番号										
㊶ 金融機関	支店名	口座番号										
㊷ 金融機関	支店名	口座番号										
㊸ 金融機関	支店名	口座番号										
㊹ 金融機関	支店名	口座番号										
㊺ 金融機関	支店名	口座番号										
㊻ 金融機関	支店名	口座番号										
㊼ 金融機関	支店名	口座番号										
㊽ 金融機関	支店名	口座番号										
㊾ 金融機関	支店名	口座番号										
㊿ 金融機関	支店名	口座番号										

(注意)裏面も記入してください。

附 則

- 1 この要項は、令和4年3月25日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第228号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市深海町字大藪3243番1、3283番3、字曲松3329番1、3329番3、3330番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大藪3243番1・字曲松3329番1・3329番3・3330番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社L A - v i e	訪問看護ステーション えいど北熊本	合志市須屋2028-1 上須屋タウン2号	令和4年（2022年）4月1日	訪問看護

熊本県告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社L A - v i e	訪問看護ステーション えいど北熊本	合志市須屋2028-1 上須屋タウン2号	令和4年（2022年）4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

株式会社シルバ ーレスキュー	株式会社シルバ ーレスキュー	天草市本渡町本 渡2578-6	令和4年 (2022 年)3月1 6日	福祉用具貸与
株式会社シルバ ーレスキュー	株式会社シルバ ーレスキュー	天草市本渡町本 渡2578-6	令和4年 (2022 年)3月1 6日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シルバ ーレスキュー	株式会社シルバ ーレスキュー	天草市本渡町本 渡2578-6	令和4年 (2022 年)3月1 6日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社シルバ ーレスキュー	株式会社シルバ ーレスキュー	天草市本渡町本 渡2578-6	令和4年 (2022 年)3月1 6日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第233号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第9条第1項の規定により少年に有害な図書として令和4年（2022年）3月15日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	図書名 (発行所名)	図書コード	指定理由
有害 図書	アリエナイ工作事典 (株式会社三オブックス)	ISBN978- 4-86673- 249-7	次のいずれか又は双方 の理由により、少年の健 全な育成を阻害するおそ れがある。 (1) 著しく粗暴性又は 残虐性を助長する。 (2) 人の生命、身体若 しくは財産に危害を 及ぼし、又は少年の 犯罪を誘発する。
	裏グッズカタログ2022 (株式会社三オブックス)	ISBN978- 4-86673- 279-4	
	裏マニアックス-極太裏事典-EX (株式会社三オブックス)	ISBN978- 4-86673- 300-5	

熊本県告示第234号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類

障がい者支援センター放生 天草郡苓北町富岡3278-2	合同会社放生 天草郡苓北町富岡3278-2 金本 昌之	令和4年(2022年)4月1日	435210 0020	指定放課後等デイサービス
--------------------------------	-----------------------------------	-----------------	----------------	--------------

熊本県告示第235号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市天草町高浜南字鍋倉6246番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第236号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年(1975年)熊本県告示第537号)の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
菊池森林地域	菊池市	22ヘクタールの縮小	林地開発により現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外する必要があるため。
菊池森林地域	菊池市	8ヘクタールの縮小	同上
大津森林地域	大津町	4ヘクタールの縮小	同上
菊池合志森林地域	菊池市 合志市	8ヘクタールの縮小	同上
山鹿和水森林地域	山鹿市 和水町	36ヘクタールの縮小	同上
高森森林地域	高森町	2ヘクタールの縮小	同上
高森森林地域	高森町	3ヘクタールの縮小	同上
錦森林地域	錦町	2ヘクタールの縮小	同上
阿蘇大津森林地域	阿蘇市 大津町	23ヘクタールの縮小	同上
苓北森林地域	苓北町	1ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
 熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
 郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本村	熊本市北区植木町那知	別図1のとおり	土石流
坂口	熊本市北区植木町辺田野	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
牛ヶ迫	熊本市北区植木町那知	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
下長谷	熊本市北区植木町轟	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
生野	熊本市北区植木町円台寺	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
迫ノ上	熊本市北区四方寄町、熊本市北区飛田2丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
権現谷3	熊本市北区四方寄町、熊本市北区飛田2丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
飛田3丁目	熊本市北区四方寄町、熊本市北区飛田3丁目、熊本市北区飛田2丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
那知1	熊本市北区植木町那知	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
円台寺1	熊本市北区植木町円台寺	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
円台寺2	熊本市北区植木町円台寺	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
木留1	熊本市北区植木町木留、熊本市北区植木町上古閑	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
木留2	熊本市北区植木町木留	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
荒平1	熊本市北区植木町木留	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
荒平2	熊本市北区植木町木留	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

木留・上古閑	熊本市北区植木町上古閑、熊本市北区植木町木留	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
那知迫-1	熊本市北区植木町木留	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
那知迫-2	熊本市北区植木町木留	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
辺田野4	熊本市北区植木町辺田野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
辺田野5	熊本市北区植木町辺田野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
辺田野6	熊本市北区植木町辺田野	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
山口1	熊本市北区植木町木留	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

(別図1から別図20は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
硯川1	熊本市北区硯川町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
庄屋敷2	熊本市北区硯川町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
赤水屋敷3	熊本市北区和泉町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下畑2	熊本市北区西楯尾町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
四方寄	熊本市北区四方寄町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
城ヶ辻2	熊本市北区西楯尾町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
名越3	熊本市北区四方寄町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
轟5	熊本市北区植木町轟	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
埋原5	熊本市北区植木町轟	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
七本3	熊本市北区植木町轟	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

七本4	熊本市北区植木町轟	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
七本5	熊本市北区植木町轟	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
石橋2	熊本市北区植木町滴水、熊本市北区植木町轟	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
滴水2	熊本市北区植木町轟	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
オスキ1	熊本市北区植木町滴水	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
オスキ2	熊本市北区植木町滴水	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
滴水3	熊本市北区植木町滴水	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
滴水4	熊本市北区植木町滴水	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
荻迫4	熊本市北区植木町荻迫	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
鏡田2	熊本市北区植木町鏡田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鏡田3	熊本市北区植木町鏡田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中尾4	熊本市北区植木町鏡田、熊本市北区鹿子木町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北中尾4	熊本市北区植木町鏡田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬場	熊本市北区植木町岩野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
塘ノ下	熊本市北区植木町岩野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
永野	熊本市北区植木町岩野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
永野2	熊本市北区植木町有泉	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
南原	熊本市北区植木町岩野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

後迫	熊本市北区植木町岩野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
牛相	熊本市北区植木町鞍掛	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北原	熊本市北区植木町舞尾	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
仁連塔2	熊本市北区植木町広住	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
七国1	熊本市北区植木町小野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
七国2	熊本市北区植木町小野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

(別図1から別図11は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
 令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川床谷2	熊本市西区河内町岳、熊本市西区河内町野出	別図1のとおり	土石流
平1	熊本市西区河内町河内	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
岩戸	熊本市西区松尾町平山	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三の岳川	熊本市西区河内町大多尾、熊本市北区万楽寺町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
川床谷1	熊本市西区河内町岳、熊本市西区河内町野出	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上川床谷	熊本市西区河内町岳、熊本市西区河内町野出	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

西見継2	熊本市西区河内町野出	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
古閑園2	熊本市西区河内町東門寺	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
平2	熊本市西区河内町河内	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下川床	熊本市西区河内町野出	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

(別図1から別図7は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第243号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	325号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立616番2地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字北小倉山4369番16地先まで
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水4415番4地先から 菊池郡菊陽町大字原水4124番2先まで

2 指定する期日 令和4年(2022年)4月1日

熊本県告示第244号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	325号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立616番2地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字北小倉山4369番16地先まで
一般県道	熊本菊陽線	菊池郡菊陽町大字原水1038番3地先から 菊池郡菊陽町大字原水1408番2地先まで

2 指定する期日 令和4年(2022年)4月1日

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあることを踏まえ、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は工事の実施等により変化することがあることを踏まえ、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

熊本県告示第245号

令和2年(2020年)7月3日からの大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していたものが属する世帯に対する被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)の

認定を解除する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 長期避難世帯の認定を解除する地域
 葦北郡芦北町大字湯浦2番地36、2番地37MハウスⅡ103号及び2番地37M
 ハウスⅡ105号
- 2 長期避難世帯の認定を解除する日
 令和4年(2022年)3月25日

熊本県告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市平山字大坂 1849番1地先から 荒尾市平山字市場 1123番1地先まで	前	6.0 ～ 25.4	921.5	旧道移管
		荒尾市平山字大坂 1878番1地先から 荒尾市平山字市場 1123番1地先まで		16.3 ～ 85.3		
		荒尾市平山字大坂 1878番1地先から 荒尾市平山字市場 1123番1地先まで	後	16.3 ～ 85.3	627.5	

- 2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)3月31日

熊本県告示第247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市平山字西浦 1937番2地先から 同所 1997番地先まで	前	8.3 ～ 10.9	96.2	旧道移管
		荒尾市平山字西浦 1956番地先から 同所 1997番地先まで		17.0 ～ 32.2		
		荒尾市平山字西浦 1956番地先から 同所	後	17.0 ～ 32.2	103.6	

		1997番地先まで			
2	区域を変更する期日	令和4年(2022年)3月31日			

熊本県告示第248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	平山荒尾線	荒尾市平山字小城ヶ浦 1994番2地先から 荒尾市平山字皮籠田 2267番7地先まで	前	8.4 ～ 30.2	1,224.6	旧道移管
		荒尾市平山字大坂 1860番地先から 荒尾市平山字皮籠田 2267番7地先まで		17.0 ～ 70.4		
		荒尾市平山字大坂 1860番地先から 荒尾市平山字皮籠田 2267番7地先まで	後	17.0 ～ 70.4	1,176.1	

2	区域を変更する期日	令和4年(2022年)3月31日			
---	-----------	------------------	--	--	--

熊本県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	山鹿市鹿央町持松字前田 118番2地先から 同所 126番1地先まで	前	13.4 ～ 14.5	24.0	防安交 (改築)
				後		

2	区域を変更する期日	令和4年(2022年)3月25日			
---	-----------	------------------	--	--	--

熊本県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
-------	-----	-----------	---	----	----	----

			後	(メー トル)	(メー トル)	
主要地方道	坂本人吉 線	八代市坂本町中谷い 9379番1地先から 同所 9149番18地先まで	前	20.2 ～ 46.9	129.3	災害復 旧工事
			後	25.5 ～ 56.1		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)3月25日

熊本県告示第251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森 線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1272番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ鳥 竹 1047番1地先まで	216.3	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月25日

熊本県告示第252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森 線	上益城郡益城町大字福富字西ノ園 694番14地先から 上益城郡益城町大字福富字打出宅 地 739番5地先まで	124.0	社会資本 整備総合 交付金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月26日

熊本県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市赤池原町 508番1地先から	44.1	防交安 (改築)

	同所 417番2地先まで		
2	供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月30日		

熊本県告示第254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	天草市栖本町湯船原字芹田 79番3地先から 天草市栖本町湯船原字露ノ原 116番3地先まで	152.1	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月25日

熊本県告示255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字前潟 2990番133地先から 同所 2982番1地先まで	77.0	単道改

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月25日

熊本県告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市石貫 2304番2地先から 同所 4220番1地先まで	854.0	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月29日

熊本県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田 山鹿線	玉名郡和水町竈門字蜂ノ巣 1398番地先から 同所 1398番地先まで	21.8	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月29日

熊本県告示第258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水 線	玉名郡和水町榎原字一町田 171番1地先から 同所 171番2地先まで	21.9	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月29日

熊本県告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾南関 線	荒尾市本井手字六反田 503番7地先から 同所 502番4地先まで	21.8	防交交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月29日

熊本県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	瀬田熊本 線	菊池郡大津町大字錦野字前田 99番1地先から 同所 102番2地先まで	50.0	防交交 (改築)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)4月1日

熊本県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原 634番5地先から 同所 634番8地先まで	21.2	社会資本整備総合交付金
		上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原 632番12地先から 同所 632番11地先まで	14.5	
		上益城郡益城町大字馬水字上野添 804番1地先から 同所 804番7地先まで	26.5	
		上益城郡益城町大字安永字居屋敷 559番3地先から 同所 570番地先まで	39.2	
		上益城郡益城町大字安永字居屋敷 649番1地先から 同所 651番4地先まで	37.0	

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)3月31日

熊本県告示第262号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度(令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	6.0トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 6.7トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	5.6トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 6.2トン
 第3 するめいか

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県するめいか知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

熊本県告示第263号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・9号池田町花園線、3・4・21号上熊本細工町線及び3・4・67号花園上熊本線
- 3 事業施行期間 平成24年(2012年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
オレンジ薬局おあま店	医療機関の名称	有限会社みやた薬局おあま店	オレンジ薬局おあま店	令和4年(2022年)1月1日

熊本県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定更新年月日
四ツ山はるかぜ薬局 荒尾市四ツ山町3丁目1番2号	調剤	令和4年(2022年)4月1日

公 告

熊本県公告第197号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	

河原 伸昭	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割364番2ほか4筆
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字子種水4481番3
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字子種水4480番ほか3筆
野角 義夫	天草市五和町城河原	天草市本渡町本渡字口ノ原2237番1ほか1筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字砂尾2526番2ほか9筆
鶴岡 典幸	天草市本渡町本戸馬場	天草市有明町下津浦字砂尾2491番ほか4筆
元島 浩継	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字七ツ江3236番1ほか3筆
福永 修一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字砂尾2526番5ほか5筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)3月15日

熊本県公告第198号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
令和4年度(2022年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年(2022年)3月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社熊本支店
熊本市中央区九品寺1-2-11
- 5 落札金額
120,219,000円(うち消費税及び地方消費税の額10,929,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)1月21日

熊本県公告第199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番172及び同2086番174
246.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区桜木二丁目16番10号ディアコート桜木205
中村 光熙

熊本県公告第200号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
菊池市	平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)まで	木柑子の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)3月16日
菊池市	平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)まで	小木の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)3月16日
山都町	平成29年度(2017年度)から令和2年度(2020年度)まで	郷野原の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)3月16日
多良木町	平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)まで	大字多良木の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)3月16日
多良木町	令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)まで	大字黒肥地の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)3月16日

熊本県公告第201号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項
 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項(平成13年熊本県公告第232号の2)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県公共施設等総合管理計画
	熊本県消防力強化推進計画
企画振興部	熊本県国土強靱化地域計画
	第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略
	令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン
	熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)
	新熊本県土地対策要綱
	第七次水俣・芦北地域振興計画
	宇土天草地域半島振興計画
	熊本県山村振興基本方針
	熊本県離島振興計画
	熊本県過疎地域持続的発展方針
	熊本県文化振興基本方針
	ふるさと五木村づくり計画
	『大空港構想Next Stage』(熊本都市圏東部地域ランドデザイン)
	熊本県地域公共交通計画
熊本県情報化推進計画	
健康福祉部	第7次熊本県保健医療計画
	第4期熊本県地域福祉支援計画
	熊本県感染症予防計画
	熊本県新型コロナウイルス等対策行動計画
	第3次熊本県動物愛護推進計画
	第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」 第2期くまもと子ども・子育てプラン

	熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）
	第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	熊本県社会的養育推進計画
	熊本県やさしいまちづくり推進指針
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」
	第6期熊本県障がい福祉計画及び第2期熊本県障がい児福祉計画
	熊本県地域医療構想
	第4次くまもと21ヘルスプラン（第4次熊本県健康増進計画）
	第3次熊本県健康食生活・食育推進計画（くまもと食で育む命・絆・夢プラン）
	第4次熊本県歯科保健医療計画
	第3次熊本県がん対策推進計画
	第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画
	熊本県国民健康保険運営方針
	熊本県循環器病対策推進計画
環境生活部	第四次熊本県環境基本指針
	第六次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画
	熊本県野生動物植物の多様性保全基本方針
	第13次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県廃棄物処理計画（第5期：令和3年～7年度）
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第5次熊本県食の安全安心推進計画
	第11次熊本県交通安全計画
	第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	熊本県食品ロス削減推進計画
	第5次熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画（第4次改訂版）
商工労働部	熊本県産業成長ビジョン
	第2次熊本県総合エネルギー計画
観光戦略部	ようこそくまもと観光立県推進計画
	くまもと国際化総合指針
	熊本地震震災ミュージアム基本計画
	熊本県スポーツツーリズム推進戦略
	くまもとハロープログラム（国際スポーツ大会を通じたレガシー構築プログラム）
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産基本計画
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
土木部	第3次熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALIS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県新広域道路交通計画
	くまもと生活排水処理構想2021
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	第3期熊本県高齢者居住安定確保計画
備考	この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

附 則
この要項は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県公告第202号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡甲佐町大字早川1760番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社親和技建

- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字茂正寺1327番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 32.60メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)3月10日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第151号

熊本県公告第203号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項の規定により応急入院指定病院として次のとおり指定した。
 令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
八代病院シーサイドこころケアステーション	八代市郡築一番町179番地	令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県公告第204号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
 令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
動物用焼却炉 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年(2022年)3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
インシナー工業株式会社 代表取締役 松本 俊治
東京都大田区大森北1-12-5
- 5 落札金額
34,980,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,180,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)1月25日

熊本県公告第205号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
 令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
菊本 耕二	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字元村169番1ほか26筆 〔一時利用地 玉名郡長洲町大字清源寺字元村10番3ほか14筆〕
菊本 耕二	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字元村169番2ほか8筆 〔一時利用地 玉名郡長洲町大字清源寺字元村10番12ほか1筆〕

菊本 耕二	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2952番1
-------	-----------	-----------------------

2 認可年月日
令和4年(2022年)3月17日

熊本県公告第206号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)	令和4年(2022年)4月26日から 令和5年(2023年)3月31日まで	八代市、宇土市、上天草市、宇城市、美里町、氷川町

熊本県公告第207号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1 工区)
阿蘇市乙姫字構口下2042番の一部、同2043番3の一部、同2069番1及び同2083番75の一部
3,950.27平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
阿蘇市乙姫字構口下2052番地
阿蘇ハイランド開発株式会社

熊本県公告第208号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により益城台地中土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。
令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏名	住所
北村 幸一	上益城郡益城町古閑333番地1
北村 定	上益城郡益城町古閑339番地2
福岡 廣徳	上益城郡益城町古閑322番地
松岡 秀一	上益城郡益城町古閑326番地
陣田 博行	上益城郡益城町古閑403番地
中村 勝哉	上益城郡益城町古閑438番地
福岡 誠	上益城郡益城町古閑328番地
福田 博文	上益城郡益城町福富725番地

熊本県公告第209号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画道路(西片西宮線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和4年(2022年)3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

平成12年(2000年)2月4日熊本県教育委員会告示第1号(教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法)の一部を次のように改正し、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

令和4年(2022年)3月25日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

第2項各号を次のように改める。

- (1) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合
ア 免許法別表第3備考第7号の適用又は準用を受ける者の場合

第1欄	最低修得単位数											(計)		
	第3欄			第2欄		第4欄				第5欄				
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			教科及び教科の指導法に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目				教育実践に関する科目				
上記項の各科目に含めることが必要な事項	教育の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は営的(学校と地域の連携及び安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	各教科の指導法(情報通信技術を含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小学校教諭の免許状	7 ~ 10	2			4								(6)	
	11 ~ 15	3			6						1		(10)	

	16 ～ 21	4	8	1	(13)
	22 ～ 25	6	12	2	(20)
	26 ～	8	14	2	(24)
中 学 校 教 諭 の 免 許 状	5 ～ 7	2	2		(4)
	8 ～ 12	3	2	1	(6)
	13 ～ 16	5	4	1	(10)
	17 ～ 20	7	5	2	(14)
	21 ～	9	6	2	(17)
高 等 学 校 教 諭 の 免 許 状	4 ～ 5	1	2		(3)
	6 ～ 9	2	2		(4)
	10 ～ 12	3	2	1	(6)
	13 ～ 16	5	3	2	(10)
	17 ～	7	4	2	(13)

備考

- 1 第2欄に掲げる科目の修得方法は、次によるものとする。
 - (1) 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、第2欄に掲げる単位数に応じ次により修得するものとする。
 - ア 第2欄に掲げる単位数が4単位の場合は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）（以下「国語等」という。）のうち一以上の教科の指導法に関する科目を含んで修得するものとする。
 - イ 第2欄に掲げる単位数が6単位の場合は、国語等のうち二以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）を含んで修得するものとする。
 - ウ 第2欄に掲げる単位数が8単位の場合は、国語等のうち三以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）を含んで修得するものとする。
 - エ 第2欄に掲げる単位数が12単位の場合は、国語等のうち五以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）及び道徳の指導法に関する科目の1単位を含んで修得するものとする。
 - オ 第2欄に掲げる単位数が14単位の場合は、国語等のうち六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）及び道徳の指導法に関する科目の1単位を含んで

- 修得するものとする。
- (2) 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- (3) 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 2 第4欄に掲げる科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含むものとする。
- 3 修得することを必要とする単位数のうち、教科及び教職に関する科目の最低修得単位数（計）欄の数を超える単位数については、第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。
- イ 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける場合

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数				(計)
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目			
			道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	7	1	2		(10)
	中学校教諭普通免許状	5	1	1		(7)
		7		2		(9)
		5		1		(6)
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	2		2		(4)
		1		2		(3)
		1		1		(2)
	高等学校教諭普通免許状	1	1	1		(3)
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状	1		2		(3)
	（二種免許状除く。）	1		1		(2)

備考

- 1 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目の修得方法は、国語等（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）について、次によるものとする。
- (1) 各教科の指導法に関する科目の単位数が5単位の場合にあっては、三以上の教科の指導法について、次のおり修得するものとする。
- ア 三の教科の指導法に関する科目を修得するときは、二以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。
- イ 四の教科の指導法に関する科目を修得するときは、一以上の教科の指導法に関する科目について2単位以上及び三以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を含むものとする。
- ウ 五以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。
- (2) 各教科の指導法に関する科目の単位数が7単位の場合にあっては、四以上の教科の指導法について、次のおり修得するものとする。
- ア 四の教科の指導法に関する科目を修得するときは、三以上の教科の指導

法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 イ 五以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上及び三以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を含むものとする。
 2 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

(2) 幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第1欄	最低修得単位数					(計)		
	第3欄		第2欄	第4欄			第5欄	
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目		領域及び保育内容の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育実践に関する科目		
上記項の各科目に含める必要事項	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の課程の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の発達及び学習の過程	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
7~10	2		4				(6)	
11~15	4		5				(9)	
16~20	6		7	1			(14)	
21~25	9		9	1			(19)	
26~	11		11	2			(24)	

備考

- 1 第2欄に掲げる保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の最低修得単位数のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目又は特別活動に関する科目の単位をもって充てることができる。
 - 2 第4欄に掲げる科目は、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとする。
 - 3 修得することを必要とする単位数のうち、教科及び教職に関する科目の最低修得単位数（計）欄の数を超える単位数については、第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。
- (3) 養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第1欄	最低修得単位数							(計)	
	第3欄			第4欄			第5欄		
養護及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育実践に関する科目		
上記項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育に関する社会的、制度的又は営的（学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
4			1			2			(3)
5			2			2			(4)
6～7			2			3			(5)
8～9			3			4			(7)
10～			4			5			(9)

備考

修得することを必要とする単位数のうち、養護及び教職に関する科目の最低修得単位数(計)欄の数を超える単位数については、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。

(4) 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第1欄	最低修得単位数					第5欄	(計)			
	第3欄			第4欄						
栄養に係る教育及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育実践に関する科目				
上記項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育に関する社会的、制度的又は営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
3			1			1			(2)	
4			1			2			(3)	
5			2			2			(4)	
6			2			2	1		(5)	

備考

修得することを必要とする単位数のうち、栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低修得単位数(計)欄の数を超える単位数については、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第2号

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成14年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1条例第2条第1項第5号に該当する団体の項中「公益財団法人熊本県体育協会」を「公益財団法人熊本県スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1行政職給料表6級の部警察の款警察署の項及び2公安職給料表7級の部警察の款警察署の項中「会計官」を「総務官」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1警察の部警察署の項中「会計官」を「総務官」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。

正 誤

令和4年（2022年）3月1日熊本県告示第13107号（道路の区域変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和4年（2022年）3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
6	43	葦北郡芦北町大字宮崎字城平	葦北郡芦北町大字宮崎字城平